

福祉現場の今を読み解く

第2回 「日割り報酬」と「出来高払い」?



天理大学
深谷弘和
ふかや ひろかず／天理大学人間学部。障害者福祉論を専門に障害者福祉現場における福祉労働者のメンタルヘルスについてなど研究。



2月28日付の毎日新聞で、2022年の放課後等デイサービスを運営する事業者の倒産件数が、前年比の2倍超の14件と過去最多であったと報じられました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響による利用控えや、不正請求などの法令違反の事例もあつたと記されています。障害のある子どもたちの豊かな放課後を権利として保障する場が、「倒産」するという事実にみなさんは、なにを感じるでしょうか？

前回ご紹介したように、2006年に障害者自立支援法が施行された際、措置制度から契約制度に変更されました。障害福祉サービスを利用する人が、事業所やサービスを選択する仕組みになり、事から倒産が生じたといえます。

よつて、利用する子どもが急遽、欠席となれば、その日の収入は減ります。しかし、出勤している職員の入件費や、事業所の家賃などの固定経費は、一定です。先に紹介した事業所も日割り報酬の影響から倒産が生じたといえます。

一人ひとりの障害は、毎日決まった状態にあるわけではありません。生活や環境に大きく左右されます。たとえば、精神障害のある人の事業所であれば、事業所への通所を通して、生活リズムを整え

ていくため、当然、利用日数は不安定になります。障害の「生活モデル」のとらえ方でいえば、日割り報酬は、権利保障のための事業所運営にそぐわない面があるといえます。

加算方式による出来高払い

「出来高払い」とは、その日の利用者数に応じて支払われる基本報酬に、加算を積み上げて報酬が支払われることを指します。送迎がおこなわれているか、地域との連携にとりこんでいるか、専門職の配置をおこなっているかなどの加算の仕組みによって、出来高で報酬が支払われます。出来高払いを導入することも、事業所間の競争を促進し、サービスの質の向上をねらっています。

しかしながら、加算を気にして、支援の内容を組み立てることになつては、誰のための福祉サービスなのかがわからなくなってしまいます。また、加算方式で報酬を計算させることによつて、障害福祉の財政支出を抑えようとする国のねらいをみてとることができます。

あくまでも目的は権利保障
報酬を少しでも安定させるために、事

業所間で利用者を確保するための競争をさせ、サービスの質の向上がめざされました。今回紹介する「日割り報酬」と「出来高払い」も障害者自立支援法の際に導入されました。

月払いから日払い方式へ

「日割り報酬」とは、事業所を開所した日の利用者数に応じて、報酬が支払われる仕組みです。その日の利用者が多ければ、報酬が上がり、少なければ報酬も下がります。これは「日払い方式」とも言われます。日割り報酬が導入される以前は、月割りで報酬が支払われていました。月払いから日払い方式になつたのは、利用者に選ばれない事業所が、運営

できないようになり、事業所が「淘汰」されるようになります。また、日払い方式にすることで、利用者が複数の事業所と契約し、利用することが可能になるとされました。それまで、月払いでは報酬が支払っていたのは、本来、行政が担うべき障害福祉を、民間に委託しているという考え方をとつてきたからです。月払い方式から日払い方式への変更は、社会福祉の公的責任を縮小させるねらいもあったわけです。

日割り報酬によつて、利用者の選択の幅が広がるとされた一方で、事業所の側は、収入が一定ではなくなるため、運営が不安定になりました。たとえば、放課後等デイサービスであれば、病気などに

日々の業務に追われる中ですが、国の政策の意図を読み取り、声をあげていく必要があります。

●日割り報酬

事業所の開所日の利用者数に応じて基本報酬が決まる（日払い方式）。

●出来高払い

基本報酬に加算を積み上げる形で報酬が払われる。

→2006年から施行された「障害者自立支援法」により導入。

→事業所間の競争によるサービスの質の向上をねらいとしているが…